

消防指令台システム購入事業

概要仕様書

日高西部消防組合

1 総 則

第1 適用範囲

この仕様書は、日高西部消防組合（以下「当組合」又は「発注者」という。）が消防通信指令台システム（以下「システム」という。）として調達する機器の製造、技術役務、機器据付・調達及び既存機器の移設並びに撤去について適用する。

なお、発注者が別に定める特記仕様書に記載のあるもの以外は本仕様書によるものとする。

第2 設置場所

1 システムの設置場所は、次の通りとする。

富川消防署 通信指令室 沙流郡日高町富川北7丁目1番10号

2 署所端末装置及び指令情報出力装置の設置場所は、次の通りとする。

富川消防署 沙流郡日高町富川北7丁目1番10号

富川消防署 日高支署 沙流郡日高町栄町西1丁目311番地の2

富川消防署 門別分遣所 沙流郡日高町門別本町215番地の8

富川消防署 厚賀分遣所 沙流郡日高町字厚賀町196番地の3

第3 システムの定義

システムは、当組合の中核機構部門の役割を果たすものであり、火災・救助・救急等をはじめとする各種消防業務における通信連絡体制を迅速に処理し消防活動の効果的運用を図り、被害を最小限にとどめることにより、町民の生命・財産を保護し福祉の増進に寄与することを目的として設置するものであり、119番通報の受付、火災・救助・救急等の出動指令・車両運用管理、病院連絡等の救急業務の合理的運用、各種消防業務に関する情報処理を一括して、円滑、能率的に行い得る機能を有するものとする。

第4 完成検査

1 一般事項

(1) 受注者は完成検査（以下、「検査」という。）のため、必要な資料の提出と監督職員の指示に従わなければならない。

(2) 検査の時期は、予め実施工程表に明示して工程を管理するものとする。

(3) 受注者は検査の結果、物品の補修または改造の措置が必要となったときは、監督職員の指定する期日までに補修または改造を終了し、その旨を監督職員に通知しなければならない。なお、監督職員は、事前に検査している部分検査や中間検査に合格している場合でも補修または、改造を命ずることがある。

(4) 事前準備等

ア 電源投入の前に機器間配線（絶縁、導通）の点検及び清掃を行う。

イ 検査は、機器を十分予熱した後、動作状態を綿密に観察しながら機器付属の成績表と同等またはそれ以上となるまで反復して行う。

ウ 試験に使用する測定器の名称、主要性能及び製造会社名を試験成績書に記載する。

(5) 完成検査

検査要領等は「完成検査実施要領書」によって実施し、検査内容等は、本仕様書、設計承認図面等を基に、提出書類等の審査、機材等の指定照合、数量等の他、システムの総合的な動作試験等を実施し、機能・性能等の確認を行う。

検査における指摘事項等は、記録して報告書にまとめて提出し、監督職員の承認を受けるものとする。

(6) 検査合格

完成検査並びにNTT等の検査の合格をもって検査合格とする。但し、NTT等の検査が遅延する場合は、事前に、発注者の行う完成検査をもって検査完了とする。

第5 設計変更等

- 1 システムの設計変更は、原則として認めないものとする。
但し、監督官庁の行政指導等やむを得ない場合にあっては、変更に係る部分について、具体的理由及び根拠を示す書面を提示して承認を得ることを条件として変更を認めるものとする。
- 2 内容の変更は、原則として次によるものとする。
 - (1) 発注者の指示による場合は、変更に伴う金額の増減について、双方協議により定めるものとする。
 - (2) 受注者の都合による場合は、予め変更理由・内容を明らかにして監督職員へ申し出るものとし、その理由がやむを得ず、かつ、その代替内容が同等以上の仕様と認められるときに限り承認するものとする。なお、変更に伴う金額について費用の増額は認めないものとする。

第6 契約不適合責任

システムの検収後、翌年3月31日にまでに設計及び構造上の原因により生じた障害は、受注者において無償で修復すること。

また、契約不適合責任期間を過ぎた後においても、受注者の責任によるものと明らかに認められるものは、無償にて修理等を行うものとする。

第7 疑義

- 1 本仕様書の解釈について、疑義または規定のない事項が生じた場合は、当組合と協議して解決するものとする。
- 2 取付調整等について疑義または規定のない事項が生じた場合は、直ちに取付調整等を中止し速やかに当組合と協議して当組合の裁定に従うこと。
- 3 本仕様書に明記されていない事項でも機能、性能上または、本物品納入の完了上当然認められる事項については、システム全体に支障が生じないよう配慮して物品の変更等を受注者の責任において実施すること。
- 4 本仕様書に関する訴訟等は当組合所在地の地域を管轄する地方裁判所とする。

第8 納期

システムの納期は、令和7年3月21日までとする。

第9 提出書類

提出書類は次を標準とする。

- 1 契約時提出図書
契約後速やかに下記に示す図書を受注者は、当組合に2部提出し承認を受けること。
 - (1) 実施工程表
 - (2) その他必要な図書
- 2 承認図
受注者は機器等の製造にあたり、下記に示す図書を含む承認図を当組合に2部提出し、当組合の承認を受け製造すること。
 - (1) システム構成図
 - (2) 構成表
 - (3) 機器仕様
 - (4) 外観図

(5) その他必要書類

3 完成図書

受注者は、完成検査の1週間前迄に、下記に示す内容を含む完成図書を当組合に2部提出すること。

- (1) 竣工図
- (2) 機器配置図
- (3) 機器系統図
- (4) 電源系統図
- (5) 各種取付写真及び完成写真
- (6) 出荷試験成績書
- (7) 現地試験成績書
- (8) 機器取扱説明書・操作説明書
- (9) その他必要書類

第10 保守管理

- 1 受注者は消防通信業務の緊急性及び重要性を十分認識し、受注者の負担においてシステムの無停止運用の推進並びに24時間オンコール体制により、リモートメンテナンス等の方法でシステムの障害排除及び復旧に努めること。
- 2 休日・夜間等の連絡先・担当者名を当組合に届け出るとともに、緊急障害発生の連絡があれば速やかに専門技術者を派遣するなど、万全なバックアップを図るための体制をとること。
- 3 保守点検は、システムが正常、かつ円滑に稼動できるよう使用部品等の確保及び機能維持をはかるため万全な保守体制をとること。
- 4 保守管理については、関連会社等に委託することなく受注者自ら管理できる体制をとること。
- 5 システムの診断等に対応できること。

第11 次期システム設備等更新時の移行作業

- 1 次期システムの構築事業者や外部支援業者等に対して、本指令システム設備の作業経緯や残存課題等に対する情報提供及び質疑応答等の協力を行うこと。
- 2 次期システムの構築に向け当組合に対して、本指令システム設備に登録された各種データをCSV形式にて提供すること。
- 3 次期システムの構築にあたり撤去が必要な本指令システムの機器等に対して、移設や撤去等の協力を行うこと。
- 4 他システム及び外部設備の更新等により本指令システム設備との連携が可能な他システム及び外部設備について、構築事業者や外部支援業者等に対して、連携インターフェースに係る仕様や外部インターフェース一覧の提供に協力すること。

なお、本指令システム設備構築事業者が提出する設計書について、運用期間中に改修した際、設計書の差分を都度納品するのではなく、構築完了時に納品した設計書に対して加筆、修正する形で更新するものとする。

第12 その他

- 1 システムを施工する上で提示された各種データは、情報の秘密の観点から、当組合および受注者以外の第三者に漏れることの無いよう万全を期すこと。
- 2 仕様に記載されているシステムにおいて必要とされるソフトウェアの調達費用は、受注者の負担で行うものとする。
- 3 既存データについては、今日まで管内の現況を調査してきた最新のものであるため、受注者にてデータを移行・調整を行うこと。既存データ抽出・移行にかかる費用は、受注者の負担とする。

2 システムの概要

第1 システムの基本事項

システムは、消防・救急・救助活動において円滑、かつ迅速に業務が遂行できるよう、的確な出動指令と効率的な事案活動を行うための各種支援情報を提供し消防力の最大発揮を図るものであること。

第2 ネットワーク構成

- 1 指令室・消防署、支署及び分遣所に対して最も適したネットワークを構築すること。
- 2 自動出動指定装置・地図等検索装置は、相互に連携しデータの一元化を図ること。

第3 その他

本仕様書に掲げる各機器の機能・性能は、同等若しくは同等以上とすること。

第4 システムの機器構成

システムの機器構成は次のとおりとする。

No.	機 器 名	数量	概 略 仕 様
1	指令装置 (1)簡易指令台 (2)自動出動指定装置 ア 制御処理装置 イ ディスプレイ (3)簡易型録音装置 (4)非常用指令設備 (5)指令制御装置 (6)携帯電話・IP電話受信転送装置 (7)プリンタ (8)スキャナ (9)署所端末装置 (10)データ修正装置	1 台 1 式 2 台 1 台 4 台 1 式 1 式 1 台 1 台 4 式 1 台	2画面構成／1台 2事案対応型 地図等検索装置兼用 Windows 音声合成装置内蔵 21インチ以上液晶ディスプレイ 自動出動指定装置／地図切替表示 非常用電話機による受付 主要部二重化
2	表示盤 多目的情報表示装置 ア 車庫内多目的情報表示盤 イ 映像制御装置	1 面 1 式	40型相当液晶ディスプレイ方式 分配器相当
3	指令電送装置 (1)指令情報送信装置 (2)指令情報出力装置	1 式 4 式	プリンタ型
4	電源設備 (1)無停電電源装置（指令室用） (2)無停電電源装置（署所用） (3)直流電源装置（48V系）	1 式 3 式 1 式	停電補償7分以上 停電補償7分以上 停電保証1時間以上
5	統合型位置情報通知装置	1 式	指令制御装置内蔵
6	付属品・予備品	1 式	

第5 構築の基本的条件等

システムの構築に当たっては、次の基本的な条件、技術基準等を考慮する。

1 電氣的規格

各装置の規格は次の通りとする。

- (1) 制御方式・・・・・・・・蓄積プログラム式
- (2) 音声処理方式・・・・・・・・デジタルPCM
- (3) 通話路方式・・・・・・・・IP制御時分割方式

2 伝送品質

加入者線、専用線等の線路条件は、次の値を基準とするが当該地域のNTT等の伝送路特性を考慮したものとする。

(1) 線路抵抗

- | | | | |
|---|-----------------------|-----------------|-----------------|
| ア | 指令回線・・・・・・・・Ethernet式 | | |
| イ | 119番回線・・・・・・・・直流式 | 3,000Ω以下(ループ抵抗) | |
| | | 交流式 | 1,000Ω以下(ループ抵抗) |
| | | 光IP式 | |
| ウ | 加入回線・・・・・・・・アナログ式 | 1,000Ω以下(ループ抵抗) | |
| | | 光IP式 | |

(2) 絶縁低抗及び絶縁耐圧は、電気設備技術基準による。

(3) 接地抵抗は、電気設備技術基準による。

3 通信規約(プロトコル)等

(1) 電話回線

- ア 加入有線・専用線及び内線等の回線条件は、(財)電気通信端末機器審査協会の定める技術基準によること。
- イ 各種加入者線の接続条件及び信号方式等は、NTT等が規定する規格に準拠すること。
- ウ 119番回線は、直流式または交流式及び光IP回線の何れにも対応でき、NTT等の規格に適合すること。

3 その他事項

第1 無線システムとの連動

現在運用中の消防救急デジタル無線システムと新システムが連動できること。

第2 電源設備

本システムに必要となる電源設備は無停電電源装置(AC100V系)、直流電源装置(DC48V系)等であり、各装置の電源を一元的に管理し、安全性を十分配慮した構造及び配置とすること。

1 機能仕様

- (1) 供給電源は、負荷側の最繁時消費電流を安全に供給できる容量であること。
- (2) 供給電圧は、常に負荷側の動作電圧の変動許容範囲であること。
- (3) 停電時に給電の停止を避けるため、蓄電池等の容量は発動発電機の正常な運転の再開に必要な遅延時間以上、十分な時間を確保できること。

2 機器仕様

- (1) 無停電電源装置(AC100V系)
本装置は、自動出動指定装置の各装置のAC100Vで動作する各部(制御処理装置・LC

D等)へ供給する安定化及び無停電化した電源装置であること。

ア	出力電源容量	5 KVA以上 (署用)、750VA以上 (支署・分遣所用)
イ	停電保証時間	7分間
ウ	出力電圧	AC100V 1Φ
エ	周波数	50Hz / 60Hz

(2) 直流電源装置 (DC48V系)

本装置は、商用電源を、定電圧部(AVR)を通して整流器で直流に変換し、浮動充電方式の蓄電池と共に、システムの直流電源を必要とする機器に対して安定した直流電源を供給するものであり、運用性、保守性等を考慮して各装置の電源を一元的に管理できるように配慮した構造とすること。

ア	入力電圧	AC 100V 1Φ
イ	停電保証時間	1時間以上
ウ	出力電圧	DC-48V
エ	構造	前面保守型

第3 保守

保守については、本システムが正常かつ円滑に稼働できるよう、使用部品等の確保及び機能維持を図るための万全な保守体制をとること。なおかつ、自社にて北海道内にサービス拠点を有すること。

第4 その他

システム機器の詳細については、「消防指令台システム購入事業 詳細仕様書」を参照とすること。